狩野川漁業協同組合内共第８号
第５種共同漁業権遊漁規則

(目的)
第1条　この規則は、狩野川漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第8号にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、にじます、おいかわ、あまご、うぐい、かに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)
第2条　この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

(遊具、漁法の制限)
第3条　次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア　魚種	イ　遊魚の方法		ウ　統数又は規模	エ　区域	オ　期間
あゆ漁業	友釣	リール禁止（擬似おとり禁止）	掛針はイカリ針1段又はチラシ針2本のいずれか	全　川	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
	ドブ釣	擬似釣		全　川	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
	ゴロ引き			狩野川石堂橋上流端より永代橋上流端までの区間	12月1日から12月31日まで
	餌釣			柿田川	5月20日以降で組合が定め公示する日から1月31日まで
				狩野川本流 修善寺橋より上流 （大見川を含む）	11月1日から12月31日まで
こい漁業	餌釣	リール付可		全川	1月1日から12月31日まで
うぐい漁業	餌釣	リール付可		全川	1月1日から12月31日まで
おいかわ漁業	餌釣	リール付可		全川	1月1日から12月31日まで
うなぎ漁業	もじり		内径12以内	全川	3月1日から9月30日まで
	置鈎		鈎2本以内 5仕掛け以内		
	穴釣		鈎1本以内に限る		

ア　魚種	イ　漁業の方法	ウ　統数又は規模	エ　区域	オ　期間
あまご漁業	餌釣		全川	3月1日から9月30日まで
	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1本鈎に限る	全川（柿田川を除く）	3月1日から9月30日まで
にじます漁業	餌釣		黄瀬川	3月1日から10月31日まで
			全川（黄瀬川を除く）	3月1日から10月31日まで
	フライ釣 テンカラ釣	1本鈎に限る	全川（柿田川を除く）	3月1日から5月19日まで
			全支流（柿田川を除く） 但し大見川は梅木発電所取水口より上流域、持越川は大堰堤より上流域、黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る	5月20日から10月31日まで

	ルアー釣		より上流域に限る。	
			黄瀬川(鮎壺の滝より上流域に限る)	10月1日から10月31日まで
かに漁業	もじり	内径60cm 1人5本まで	全川	10月1日から12月31まで
	かご	内径　縦60cm 横45cm 高20cm 1人5個まで		
	もじりとかごの規模の上限は合わせて5本(個)以内とする		かに漁のもじり・かごの行使に際しては1本(個)ごとに狩野川漁業協同組合が発行する許可標識を付けるものとする	

1の2　　第3条の1の1の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中、にじます漁業のみ行うことができるものとし、その規模等の制限はウ欄のとおりとする。

ア　区域	イ　期間	ウ　制限
黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰　上流端までの区域約3㎞(以下、「黄瀬川特別区」という。)	11月1日 から 2月末日まで	採捕したニジマスはその場で再放流しなければならない フライ釣、テンカラ釣、ルアー釣に限る

2　　前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域内においては、ウ欄の期間中、全漁法を通じてこれを採捕してはならない。

ア	イ	ウ
魚種	区域	期間
全魚種＊	狩野川石堂橋上流端から永代橋上流端までの区間	10月11日から11月30日まで
	各魚道上下5mの区域	1月1日から12月31日まで
	やな、瀬張網の施設場所上流50m	当該漁具の設置期間
	柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地の夫々の下流端を結ぶ線より上流の区域	1月1日から12月31日まで
	柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地の夫々の下流端を結ぶ線より下流の区域	10月11日から11月30日まで
	宮田橋上流端より上流の狩野川本支流、伊豆市梅木発電所取水堰堤より上流の大見川本支流	1月1日から2月末日まで
あ　ゆ	柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地の夫々の下流端を結ぶ線より柿田橋上流端までの区域(但し、柿田橋より上流約30mの、子供及びその関係者による釣を優先する区域として別途設定する場合については除く)	1月1日から12月31日まで

＊「全魚種」とは、狩野川漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権の対象となっている水産動植物の総称をいう。以下同じ。

2の2　　全漁種の漁業は夜明けから日没までとする。
但しうなぎ漁は除く。

(全長制限)
第4条　　前項の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア　名称	イ　大きさ
こい	全長　20cm　以下
うぐい	全長　12cm　以下
にじます・あまご	全長　12cm　以下
うなぎ	全長　26cm　以下
おいかわ	全長　　5cm　以下
かに	甲長　　5cm　以下

(釣大会等のための遊漁の制限)
第5条　　全国内水面漁業協同組合連合会又は静岡県内水面漁業協同組合連合会が狩野川水系を釣大会の大会場に指定した場合及び組合が釣大会等を開催するために行った一定期間内の一定区域において遊漁することを制限した場合はこれに従わなければならない。

2　　組合が前項の制限をしようとしているときは、その10日前までに公示しなければならないものとする。

3　　前項の公示は静岡新聞および組合公示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)
第6条　　第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、下記の遊漁料金に同額の金額を加えて得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	2，000円
		1年	13，000円
あまご・にじます	竿釣	1日	1，800円
		1年	8，000円
かに	もじり・かご	1年	8，000円
		もじり・かごについては別途行使料として、1本（個）あたり1,300円とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	1，000円
		1年	4，000円

2　　次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。

中学生以下	無料
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

3　　第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大会名	参加料
あゆ釣大会(2日間)	7，000円
特別解禁鮎釣大会（一般）	3，500円
特別解禁鮎釣大会（年鑑章所持者）	2，000円
にじます釣大会	2，100円
あまご釣大会	2，100円

4　　本条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、黄瀬川特別区の遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	2，800円
		1日（現場売り※）	5，600円
		1期間	7，000円

※現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合

第6条の2　　かに漁のもじり・かごの行使に際しては、1本(個)ごとに狩野川漁業協同組合が発行する許可標識をつけるものとする。

(遊漁証に関する事項)
第7条　　組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2　　遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)
第8条　遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2　遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3　遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)
第9条　漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2　漁場監視員は別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。

(違反者に対する措置)
第10条　組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。
この場合、遊漁者が既に納付した遊漁証の払い戻しはしないものとする。

(附則)
この規則は平成26年1月1日より施行する。
平成27年7月 1日一部改定。
平成29年10月 1日一部改定。
平成31年1月1日一部改定。
令和2年5月20日一部改定。
令和3年9月15日一部改定。
この規則は、令和5年12月1日から施行する。(第6条第4項は、令和5年10月1日から施行する。)